

令和7年3月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)
地域名 (地域内農業集落名)	志和地区 (岡田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・集落内の経営体は他集落からの入作を含め、集落営農組合3組織42.2ha、認定農業者5人13.5haとなっている。
・集落内の農業者の平均年齢は69歳となっており、年齢構成は70歳以上が63%、50～69歳が21%、30～49歳が15%と高齢化が進んでいる。
・現時点では離農による耕作放棄地の発生は見られないが、離農者の農地を請け負ってきた主力農家の規模縮小や後継者不在等に伴い、今後は営農組織や認定農業者等新たな農地の受け手の確保が必要となってきている。
・現在、当集落営農組合は水稲の作業受託を実施していない。今後、作業受託を実施するためには作業出役者の確保、大型作業機の導入等組織形態の見直しが必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・他集落経営体と連携を図り、営農組織及び認定農業者への農地集積・集約を図り、組織形態の見直しについても検討を進める。
・水稲、転作小麦を主要作物とし、水稲は系統出荷を基本とする。農作業においては、防除用ドローンやリモコン草刈り機などのスマート農業機械導入を積極的に進め、農作業の省力化・効率化を図り、担い手の確保を目指す。転作麦においては、安定多収(350kg以上/10a)を目指し、適切な肥培管理方法を確立させる。
・認定農業者との連携により、飼料用作物等で面積の集積を図る。
・転作田への野菜(きゅうり等)、花きの栽培の継続を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.76 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

営農者は営農継続が困難となった場合、認定農業者や集落営農組合への委託を考えているが、当集落の営農組合は水稲の受託は行っておらず組合員個々の受委託を基本としているため、現状では受託可能面積に限界がある。今後は営農組合の組織形態を見直し、法人化の検討を進め、集落内の農地が適切に利用されるよう取り組んでいく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
隣接する集落との出入作面積が多いため、他集落経営体や農業者との話し合いの場を設け、営農組織や認定農業者等を中心に農地の集積・集約を推進し農作業の効率化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地集約を進めるため、農地の出し手・受け手にかかわらず農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
一定規模(20～30a)の基盤整備は終了しているため、今後は生産効率の向上や農地集積・集約等の話し合いの場で将来の基盤整備への取組も含め検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家や退職帰農者等を担い手に位置付け、新規就農者の育成を推進することで経営体の若返りを図るとともに農地の集積等を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻の防除作業については、ドローンや無人ヘリによる作業受託を活用し、作業の効率化を図る。また、農地集積・規模拡大等により農業機械に不足が生じる場合、他集落経営体と農業機械の共同利用や作業受託を活用し、農業機械購入等のコスト削減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①クマやシカ、イノシシなどの野生動物による被害が拡大しているため、行政・JAと連携し、見回りや電気柵設置など必要に応じた鳥獣被害対策を実施していく。
- ②水稻の特別栽培(減農減化)に取組み、安全・安心な食糧供給とコスト削減に努める。
- ③農作業の効率化とコスト削減のため、農業用ドローンやGPS機能付き農業機械の導入、活用を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金等を活用し、農地の維持管理を行い、耕作放棄地等の未然防止に努める。